





# まちづくり基本計画

(後期計画)

平成30年度～平成34年度(2018-2022)



# まちづくり基本計画（後期計画）

## 1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力をあわせて取り組んでいくことが大切です。

### (1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

る取組の方向性を、「施策」として示しています。

### (2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」

をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画を基に、市民、事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

### (3) 計画の進め方を示す

行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことを示すとともに、自律的な自治体運

営を続けていくための考え方や計画を着実に進めていくための考え方を示しています。

## 2. 計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の後半の5年間である平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までとします。

各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等

の変化に対応していけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間を5か年とするものです。

なお、後期計画期間中に基本構想も含めた方向性の確認や、その進捗状況の評価等を行い、次期総合計画の策定について検討していきます。

### 3. 施策体系

#### (1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実

現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

#### (2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に係るのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人をはぐくむ部門(教育等)は、人が活躍できるよう支援する部門(産業部門や地域振興部門等)につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人をはぐくむ部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができ

ると考えています。

これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」です。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していく必要があります。

こうしたことから、施策ごとに具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に係るさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

#### 「ありたいまち」と施策の関係(右図)について

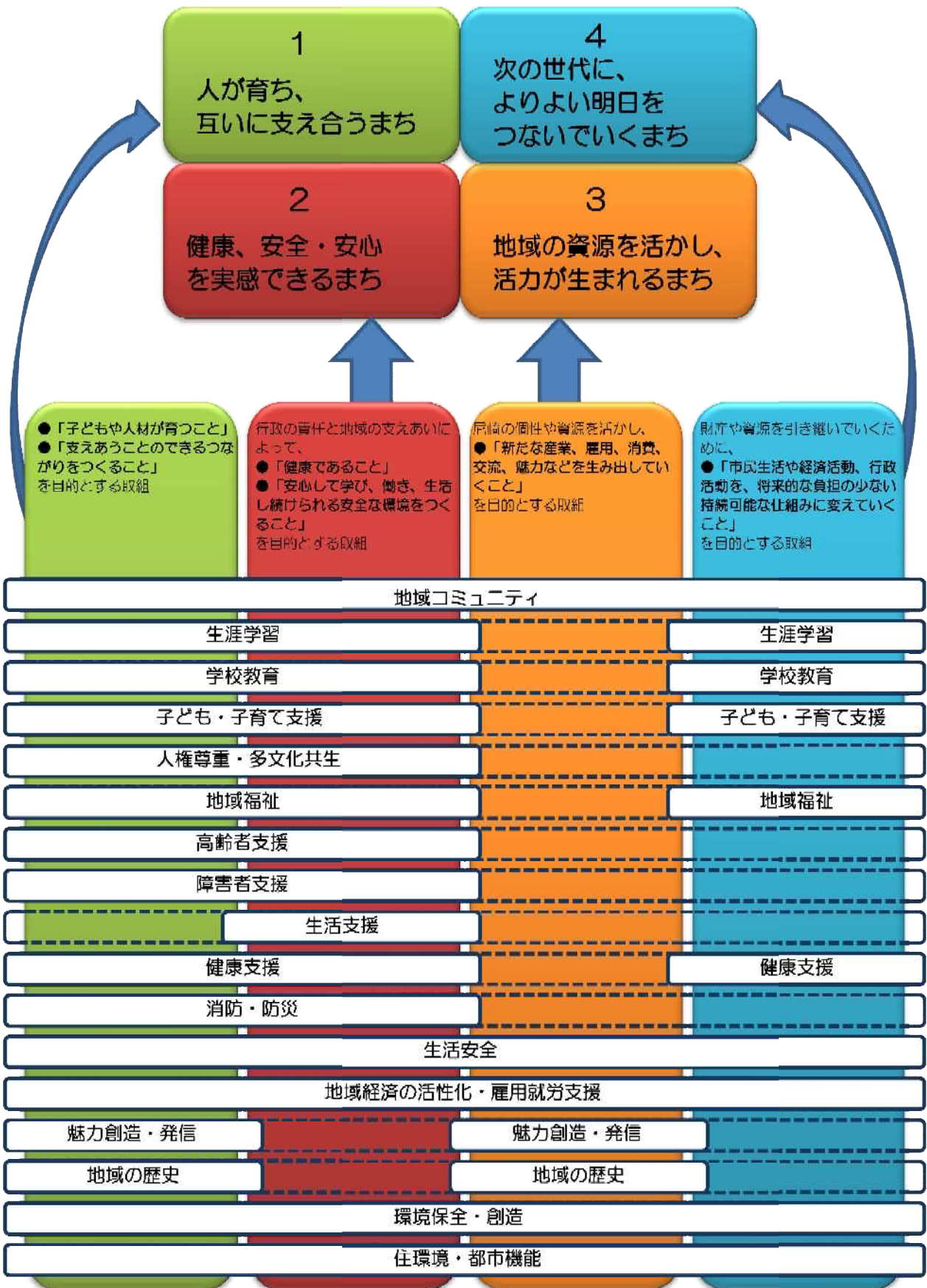
「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、4つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、4つの「ありたいまち」自体は、それぞれが独立したものではなく、互いに影響しあうなかで、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

また、施策ごとの具体的な取組内容は、「4. 施策別の取組(各論)」において記載しています。

施策体系マトリックス(「ありたいまち」と各施策の関係)



### (3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。

あわせて、「施策の展開方向」と、4つの「ありたいまち」との関係も示しています。

	施策名称	施策の展開方向		4つのありたいまち			
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1-1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。				
		1-2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。				
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2-1	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。				
		2-2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。				
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3-1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現を目指します。				
		3-2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。				
		3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。				
		3-4	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。				
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4-1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
		4-2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
		4-3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。				
		4-4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。				
5	【人権尊重・多文化共生】 互いの人権を尊重し、共に生きるまち	5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。				
		5-2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6-1	地域課題に関心をもち、行動する「支え合い」をはぐくむ人づくりを進めます。				
		6-2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。				
		6-3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。				
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7-1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。				
		7-2	福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。				
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8-1	障害のある人への日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
		8-2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。				
		8-3	福祉事業者支援やバリアフリー化の推進など、障害のある人の社会参加を促進します。				
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9-1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。				
		9-2	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。				
		9-3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。				



	施策名称	施策の展開方向	4つのありたいまち				
10	【健康支援】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	10-1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
		10-2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
		10-3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
		10-4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
11	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	11-1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。				
		11-2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。				
		11-3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。				
12	【生活安全】 生活に身近な安全・安心を実感できるまち	12-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。				
		12-2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。				
		12-3	消費者被害の未然防止など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。				
13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】 経済の活性化により、いきいきと働き生活できるにぎわいのあるまち	13-1	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。				
		13-2	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。				
		13-3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。				
		13-4	起業の促進・社会的起業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。				
14	【魅力創造・発信】 人をひきつける魅力があふれるまち	14-1	良好な都市イメージを創造し、積極的にまちの魅力を発信します。				
		14-2	地域の資源や魅力を活用し、愛着と誇りを持つ市民を増やします。				
		14-3	本市の魅力を実感する機会を増やすため、市内外の人の交流を促進します。				
		14-4	地域資源の活用や文化芸術活動の担い手の育成など、まちの魅力と活力を高めます。				
15	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	15-1	地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、歴史や文化財等の魅力を伝えていきます。				
		15-2	文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実など、ともに学びあえる環境をつくります。				
16	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	16-1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。				
		16-2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。				
		16-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。				
17	【住環境・都市機能】 安全・安心、快適でくらしやすいまち	17-1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わるしくみづくりを進めます。				
		17-2	住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。				
		17-3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。				

### 《ありたいまち》

- (1) 人が育ち、互いに支えあうまち
- (2) 健康、安全・安心を実感できるまち
- (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
- (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち